

ブロック長の選出・任期・役割

1. ブロック長の人員数、選出、任期、役割等について

- ・第8条 ブロック長 各ブロックに1名
- ・第11条 ブロック長は会長が各ブロックの中から選出する。
- ・第12条 ブロック長及び班長の任期は1年とし、再任は妨げない。
任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。
- ・第10条 ブロック長はブロックを代表とし、ブロック内の業務を取りまとめる。
- ・第13条 役員会は、会長、…(略)…、ブロック長によって構成し、各種の行事を実行するに当たり、町内の意思統一を必要とする場合及びその他の町内運営全般について合議決定するものとし、必要の都度会長が召集する。
- ・第18条 各ブロック長は会員の移動を会長に報告する。

【会則抜粋】

2. ブロック長の選出【詳細】

交代は新年度当初の4月1日とし、自分のブロック内の次期ブロック長の選出にあたっては、現ブロック長の責任で実施し、新年度の役員会時に紹介(町内会長の承認)を得ること。転勤などにより、途中交代する場合も上記同様とする。

3. ブロック長の任期【詳細】

任期は(4月～翌年3月まで)の1年であるが再任は妨げない。交代は、原則3月末とする。任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。(上記、【会則抜粋】の再掲)

4. ブロック長の役割【詳細】

- ① 次期ブロック長が決まれば、現ブロック長が引継ぎをすること。
- ② ブロック長は役員会に出席すること。欠席の場合は、副会長へその旨を連絡すること。
- ③ ブロック内会員の入退居の取りまとめ及び、管理を行うこと。(上記会則 第18条を参照)
その実施方法は、年度当初(4月上旬)及び下期当初(10月上旬)に各班長が、町内会費の徴収に合わせて、会費徴収世帯を把握する際(変更、退居なども含め)、班長からの報告を受けて世帯数などの確認をし、副会長へ渡すこと。
- ④ 班長が集めた班員の会費(上期4月、下期10月、新規入居者は随時)を取りまとめ、金額をチェックした上で副会長へ渡すこと。〔上記③と同時に実施すること〕
その他、行事などで班長が臨時会費を徴収するものについても上記と同様とする。
- ⑤ 新規入居者へは、町内会則、町内会入会案内などを各班長へ配布し、各班長から説明していただくよう指示依頼すること。
- ⑥ 各種配布文書がなくなりそうであれば原本を保管し、ブロック長が複写し用意すること。
- ⑦ 町内会から回覧物や配布物などの依頼があれば、各班長へ回覧・配布を依頼すること。
回覧物の配布方法として、通い封筒(副会長⇄ブロック長⇄班長)を2～3部
つつ用意しているので利用すること。
〔各班へ異なる配布部数の仕分け作業の容易化、回覧物保護(濡れ、汚れ、破れ防止)〕
- ⑧ 町内会についての住民からの問合せには親切にかつ、適切に指導・対応すること。
- ⑨ 住民からの問合せなどで不明な点は、副会長へ相談し、指示を仰ぐこと。
- ⑩ その他、町内会からの依頼事がある場合には随時、対応すること。

